



厚生労働省栃木労働局 **Press Release**

平成 28 年 4 月 27 日

【照会先】

栃木労働局監督課

監督課長 西本 直哉

担当 沼澤 敏弘

(電話) 0 2 8 (6 3 4) 9 1 1 5

(FAX) 0 2 8 (6 3 2) 6 5 8 5

報道関係者 各位

バス運転者の労働時間管理等の徹底について要請を行いました

厚生労働省では、平成 28 年 1 月 15 日に長野県軽井沢町で発生したスキーツアー貸切バスの事故を受けて、全国的に「ツアーバスを運行する貸切バス事業場に対する緊急の集中監督」を実施したところです。

その結果、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下、「改善基準告示」という。）に定める拘束時間を超過する事案や労働安全衛生法に定める健康診断未実施等の事案が認められたところです。

今回の事故原因については明らかになっていませんが、この結果を受けて厚生労働省は公益社団法人日本バス協会に対し、交通労働災害の発生を防止するために労働基準法、労働安全衛生法等の法令をはじめ、改善基準告示や交通労働災害防止のためのガイドラインを遵守いただくよう要請したところです。

併せて都道府県労働局においても都道府県バス協会に対し要請をそれぞれ行うこととし、今般、栃木労働局長（局長 白兼 俊貴）が、一般社団法人栃木県バス協会長に、別添の要請書を交付しました。また、当協会会員外の県内の事業場には、県内各労働基準監督署から個別に要請文を送付しました。

なお、本件に関する問い合わせは連絡先へお願いいたします。

連絡先 栃木労働局監督課 0 2 8 (6 3 4) 9 1 1 5 担当：沼澤・菅又